

総代の代理権とリコールについて

Q. 私の所属する事業協同組合は、県一円を地区としており、組合員数も多いため総代会制を採用しています。私も総代の1人に選ばれており、これまで総代会には必ず出席していました。しかし、先日開催された総代会には、どうしても都合がつかず、妻に代理人として出席してもらいました。総代会から帰ってきた妻に聞くと、妻は代理人にはなれないといわれ、傍聴だけをしてきたとのことでした。私の妻は親族なのだし、委任状も持たせたので代理人としての資格は十分あると考えていました。親族であっても代理人にはなれないのでしょうか。また、せっかく総代に選ばれながら、総代会に出席しなかったことを理由に、総代をリコールされることはありませんか。

A. 総代会は、組合員数が200人を超える大規模な組合において、定款の定めにより総会に代わって最高意志決定機関として設けることができる制度です（中協法第55条（総代会））。総代会の構成員である総代は、組合員数の10分の1以上（組合員1000人を超える組合は100人以上）の確定数を定款で定め、1人1票の無記名投票により組合員の地域的分布、業種構成などに応じて組合員を適切に代表するよう組合員のなかから選ばれます。

総代会については、総会に関する規定が準用されています（中協法第55条（総代会）第6項）が、代理人の範囲と人数については総会よりも制限されています。総会においては、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員が4人まで代理することができます（中協法第11条（議決権及び選挙権）第2項、第4項、第5項）。

しかし、総代会において代理人となれるのは他の組合員のみであり、人数は1人だけです（中協法第55条（総代会）第6項）。総代会制度のもとでは、総代は組合員の代表者であるという性格から、代理人は親族や使用人よりも自らが代表した他の組合員（他の総代でもよい）であることが適当といえるからです。また議事の責任ある運営を確保するため、代理しえる人数についても総会における場合より制限が加えられています。このように、総代会においては組合員の妻は「他の組合員」ではないので代理権はないということになります。総代に選ばれた人は、総代の性格を十分認識する必要があります。なお代理人の資格を更に限定して例えば他の総代にのみ代理人資格を与えることは、定款の規定に委ねられている事項ですから、定款でそのように定めれば可能です。

次に総代のリコールについてですが、組合法には何ら規定していません。中協法第42条（役員改選）では少数組合員の権利として役員改選の請求を認めていますが、これは役員を総会における選挙または議決による選任により選出することと

した趣旨を徹底させ、組合の民主的運営を確保するためです。つまり役員は組合の業務執行機関として組合の事業運営につき最も重要な地位を占めるものですから、役員が業務執行が不当であるときは、総組合員の5分の1以上の請求により任期中でも改選できることとしたものです。

一方、総代については役員と同じく選挙によって選出されることになっていますが、総代は法律及び定款に定められた範囲内の事項について総会に代わり組合の意思を決定する総代会の構成員であり、組合の業務執行の責に任ずるものではありません。また、総代会制を採っている組合にあっても、組合員には中協法第47条の規定により総会の招集請求権が与えられていますし、総代会制度そのものが組合の定款により自由に存廃できるものです。

このような点から考えますと総代について組合員に改選請求権を与える必要は特に認められず、現行法上明文の規定もありませんので、組合員による総代のリコールはできないものと解されます。